

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合慶弔規程

平成 20 年 8 月 19 日
規程第 1 号

改正 平成 22 年 3 月 19 日訓令第 1 号
平成 24 年 12 月 1 日訓令第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合(以下「組合」という。)として交際上礼を失することができない者に対する弔慰に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別職 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 3 条第 3 項に規定する職をいう。
- (2) 一般職 法第 3 条第 2 項に規定する職をいう。
- (3) 親族 次に掲げる者をいう。

ア 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

イ 父母(配偶者の父母で同居の者を含む。)

- (4) 弔慰金 香料をいう。

(弔慰の範囲)

第3条 組合は、次の各号に掲げる者に又はその親族が死亡した場合において、別表に定める範囲内で弔慰金を贈るものとする。

- (1) 特別職の職員(当該職にあった者を含む。)
- (2) 一般職の職員
- (3) 組合に対して功労のあった者 本人
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

(弔慰金の額等)

第4条 弔慰金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、増額することができる。

2 弔慰金は、その一部を物品に代えて贈ることができる。

3 組合は、特に必要と認めたときは、弔慰金に加え、別表に定める生花及び花輪を贈ることができる。

(重複贈与の禁止)

第5条 弔慰金は、一の葬祭について贈与の対象が複数になるときでも、重複して贈与しない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、慶弔に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

別表 （第4条）

単位:円

区分			本人		配偶者・父母	
			香料	花環	香料	花環
1	管理者	現	10,000	花環1基	5,000	花環1基
	副管理者	元	5,000	花環1基		
2	議会議員	現	5,000	花環1基	5,000	花環1基
	監査委員	元	5,000	花環1基		
3	一般職	現	10,000	花環1基	3,000	
4	その他組合運営 上特に管理者が 必要と認める者		5,000		5,000	

備考

- 1 表中「現」とは、現在、当該職にある者の区分を、「元」とは、かつて当該職にあった者の区分を表す。
- 2 2の部議会議員、監査委員の款元の項欄は、当該職を辞してから10年以内の死亡を慶弔の対象として適用する。
- 3 花輪は、通常用いられる礼を失しない程度の価格のものとする。